

昭和大学ソーシャルメディア利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、学生・職員がソーシャルメディアを安全・適正に利用し、正しい情報を発信するために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 ソーシャルメディアとは、Facebook、Twitter、Youtube、mixi、ブログ、掲示板等に代表される、インターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるサービスの総称のことをいう。

(遵守事項)

第3条 ソーシャルメディアを利用するにあたり、以下のことを遵守すること。

- (1) 関連する法令を遵守すること。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等を侵害しないこと。
- (3) 本学の一員として正確な情報を伝えること。
- (4) 発信内容に対する責任は、発信者が負うこと。
- (5) 誤った情報を発信した場合、直ちにそのことを認め、早急に訂正すること。
- (6) 本学に関する情報を発信する場合は、個人的な見解であり、本学からの正式な見解ではないことを明示すること。

(機密情報の取り扱い)

第4条 教育及び職務上知り得た守秘義務のある情報（患者情報、研究上の秘密等）を発信しないこと。ただし、これは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を排除するものではない。

(免 責)

第5条 本学に所属する一員によるソーシャルメディアでの活動において、何らかの係争に発展した場合、若しくは本学が相応しくないと判断した場合、本学は当該利用者に対して損害賠償等を求めることができる。

(違反行為に対する措置)

第6条 本規程を逸脱するような行為があった場合、「昭和大学学則」「昭和大学大学院学則」「学校法人昭和大学就業規則」により懲戒する場合がある。

- 2 本学はその品位を守り、社会的責任を果たす目的で、所属する一員のソーシャルメディアでの活動について調査することがある。

附 則

1. この規程は、平成26年6月10日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、「昭和大学ソーシャル・ネットワーキング・サービス利用規程」（平成26年4月1日施行）を廃止する。
3. この規程の改廃は、総括担当理事協議会の議を経て理事会の承認を要するものとする。